

平成23年度志摩養護老人ホーム花園寮簡易型スプリンクラー設備等改修工事
に係る志摩広域行政組合発注工事における配置技術者等の取り扱いについて

平成23年9月8日

1 工事現場に配置する技術者

【技術者の資格等】

- ① 建設業の許可を受け、建設工事を請け負った者は、工事現場での施工の技術上の管理をつかさどる者として、建設業法第26条第1項に定める主任技術者を配置する必要があります。ただし、発注者から直接工事を請負い、下請負金額の合計が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上の下請契約を締結した場合は、主任技術者に代えて建設業法第26条第2項に定める監理技術者を配置する必要があります。
- ② 志摩広域行政組合発注工事においては、工事現場に配置する技術者の資格として、上記①で示した建設業法に基づく技術者を配置するものとしていますが、次に示す工事区分のものについては、原則として、それぞれの予定価格区分に応じた資格の者を主任（監理）技術者として配置していただく必要があります。ただし、入札公告等により技術者要件を限定した場合はこの限りではありません。

《建築一式工事》

予定価格	主任技術者又は監理技術者の資格	
	主任技術者	監理技術者
1,500万円以上 6,000万円未満	次のイ、ロ又はハに掲げる者 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定の一級又は二級に合格した者（建設業法施行規則第7条の3に規定された者） ロ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級又は二級建築士の免許を受けた者 ハ 建設業法第15条2号への規定により国土交通大臣が同条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者（平成元年建設省告示128号に規定された者）	次のイ、ロ又はハに掲げる者 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定の一級に合格した者（建設業法施行規則第7条の3に規定された者） ロ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を受けた者 ハ 建設業法第15条2号への規定により国土交通大臣が同条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者（平成元年建設省告示128号に規定された者）

【技術者の雇用要件】

- ① 工事現場に配置される主任（監理）技術者は、原則として請負業者と3ヵ月以上の恒

常的な雇用関係にある者とします。

※ 会社合併、分割、営業譲渡等緊急且つ止むを得ない事情がある場合は、3ヵ月に満たない場合でも、恒常的な雇用関係にあるものとみなす場合があります。

- ② 入札案件ごとに配置予定技術者の3ヵ月以上の雇用を確認します。
③ 3ヵ月雇用確認の基準日は次のとおりとしますので、基準日以前に3ヵ月以上の雇用関係を有していることが必要となります。

入札方式	基準日
(条件付) 一般競争入札 事後審査方式	入札参加申請期間最終日

【専任を要しない工事現場への技術者の配置】

請負金額2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）未満の建設工事については、工事品質の確保が可能であれば、1人の技術者が兼務できる工事件数を制限しません。

★ ご注意・・・技術者の専任を要しない工事であっても、次に示す者については当該工事の配置技術者となることができません。

- ・ 専任をする他の工事の主任（監理）技術者となっている者
- ・ 他の工事の現場代理人となっている者

2 現場代理人

現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる請負者の代理人であり、建設工事請負契約約款において工事現場に常駐（常駐緩和の場合を除く。）することとされています。

【現場代理人の資格・雇用要件】

現場代理人は特に資格は必要ありませんが、主任（監理）技術者と兼務することができます。また、現場代理人は、請負業者と雇用関係にあるものとします。

【現場代理人の常駐緩和】

現場代理人は、工事現場に常駐することとしていますが、次に該当する場合などで現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合は、現場常駐を要しないこととする場合があります。

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
② 工事の全部の施工を一部中止している期間
③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
④ 前①～③に掲げる期間のほか、工事現場において作業が行われていない期間

【入札時の現場代理人の配置】

入札時の現場代理人の配置要件については、「3 (条件付) 一般競争入札資格審査における配置技術者の取り扱い」に準じます。

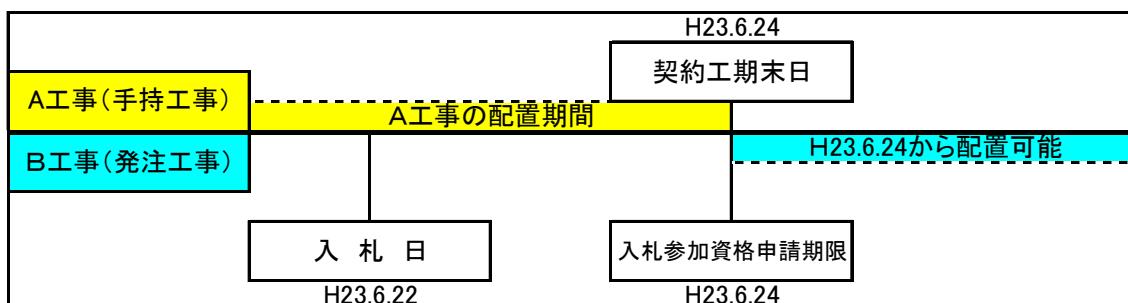
3 (条件付) 一般競争入札資格審査における配置技術者の取り扱い

(条件付) 一般競争入札においては、工事現場に配置される技術者の資格を契約前に確認することとなっており、配置予定技術者の手持ち工事についてもCORINS等で確認し、適正な配置が可能かどうかを審査します。特に、現場専任が必要となる工事で、当該配置予定技術者に他の手持ち工事がある場合などは、その工事がいつ完了するのかによって入札への参加や落札決定が制限されることとなるため、配置可能時期を明確にする必要があります。そこで、志摩広域行政組合発注工事における技術者制度を円滑に運用するために、配置可能な技術者の要件となる配置期間を次のとおり定めるものとします。

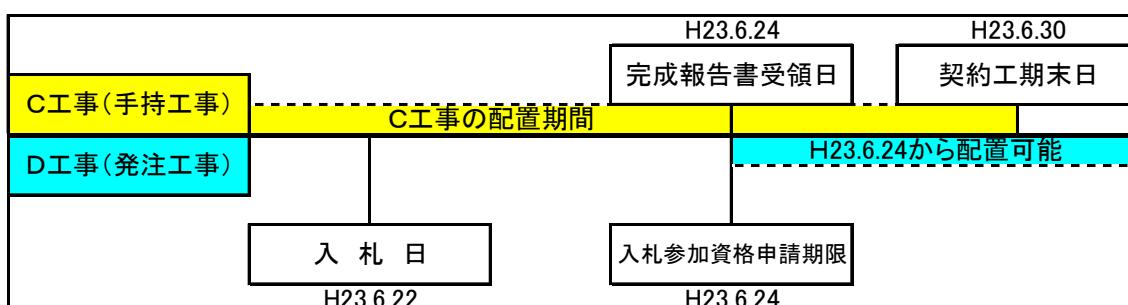
【条件付一般競争入札（事後審査方式）】

事後審査方式では、入札後に配置予定技術者の資格を審査するため、「入札参加資格申請期限日（通常は入札日の翌々日）」において、他の手持ち工事の工期が満了しているか、又は手持ち工事の完成報告書が発注機関で受理されていることが配置条件となります。

例 1：入札参加資格申請期限以前に契約工期末が到来している場合。



例 2：契約工期末日以前に完成報告書が受理された場合。



【手持ち工事確認の例外】

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工期の始まりが工場製作からとなり、現場施工までに相当期間の猶予があると判断されるときは、現場

施工時に配置予定の技術者は、契約前に手持ち工事が完了していない状況においても、入札参加を認める場合があります。

【同一入札日における複数入札への参加の注意点】

同一入札日において複数の入札に参加する場合、いずれかの工事の落札者（落札候補者）となったことにより、当該工事以降の工事に技術者が配置できない状態となったときは、すみやかにそれ以後の入札を辞退してください。これにより、必ずしも受注希望の高い工事の落札者（落札候補者）となれない場合がありますので、ご了承ください。

※ 1人の技術者で、複数工事の落札（候補）者となった場合は、その日の入札順位の早い工事への配置を優先させるため、落札（候補）者において受注工事を選択することはできません。ただし、複数工事に技術者が配置可能である場合は、この限りではありません。

《例》

- ① その日の1本目の工事の落札候補者となったことにより、2本目以降の工事に技術者や現場代理人が配置できなくなったとき
- ② 専任を要する技術者を配置する必要のある工事の落札候補者となったため、それ以後の工事に技術者を配置できなくなったとき
- ③ 専任を要しない技術者を配置する工事の落札候補者となり、それ以後の工事を受注した場合、1人の技術者で兼務することで工事品質の確保が不可能なとき

4 その他

① 入札参加資格申請時に届け出た配置予定技術者や現場代理人については、当該工事を落札した場合、工事の完成まで原則として変更は認められません。

ただし、技術者や現場代理人の死亡や傷病又は退職等、止むを得ない事由による場合はこの限りではありません。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作及び現場施工のそれぞれの期間において、配置予定技術者や現場代理人を交代させる場合も止むを得ない事由として認める場合があります。また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震への災害復旧工事に従事するため、技術者や現場代理人の変更が必要となった場合は、請負業者と協議し、変更を認める場合があります。

② 本取り扱いに示されていない事項についても、建設業法、監理技術者制度運用マニュアル等よく遵守してください。